

daily コラム

2017 年 8 月 2 日(水)

〒810-0001 福岡市中央区天神 2-8-49 ヒューリック福岡ビル 7 階
税理士法人かさい会計 TEL 092-771-4421 FAX 092-771-1417
Email info@kasai-grp.co.jp

相続税の税務調査

香典帳も税務調査で見られるの？

悩ましい？お線香の上げ方の作法

最近、喪家に弔問に伺い、お悔やみを申し上げる機会が増えました。悩ましいのはお線香の上げ方。御葬儀に参列するときは、前列の方の作法を真似れば良いのですが、後日、お伺いする際にはそういう訳にはいきません。仏式の場合、お線香の本数だけでも宗派によって次のように異なります。

(一般的なお線香の本数)

天台宗・真言宗	3 本を立てる
曹洞宗・臨済宗 浄土宗・日蓮宗	1 本又は 2 本を立てる等
浄土真宗	1 本を寝かせる等

喪家にお尋ねしても「お気持ちで結構ですの…」と気を遣われることも多いので、その時はご自身の宗派の作法でお線香を上げて失礼には当たらないようです。

御香典の表書きも、四十九日前ならば「御霊前」、後ならば「御仏前」なのですが、浄土真宗では「御霊前」が使えない場所もあるようです（御通夜等でも「御仏前」）。宗派が不明の場合には、どの宗派でも使える「御香料」とするのが無難かもしれません。

税務調査で「香典帳」が見られる？

一方、お線香を上げて頂く喪家の方では、

葬儀に参列された方は「芳名帳」、御香典を頂いた方は「香典帳」に記しますが、相続税の税務調査では、これらを見せたいと言われることがあります。被相続人と関係がある金融機関や取引先が記載されているので調査の重要な資料となるからです。

同様の趣旨からご家族の電話帳の提出を求めたり、壁に掛けた金融機関のカレンダーを確認されたりすることがあります。

香典メモを破って棄てたのがバレた?!

このような資料は求められれば提出せざるを得ないのですが、その対応を相続人が誤ってしまった事例が国税不服審判所の裁決（平成 28 年 3 月）にあります。

この相続人の提出した申告書には、ある金融機関の公社債の申告漏れがあったのですが、税務調査の際に香典メモの提出が求められました。相続人の方はその金融機関が弔問の際に支払った香典 5,000 円の部分をメモから破り、調査官に提出したのですが、後で見つかってしまったようです。この行為が「相続財産（公社債）を隠蔽する態度」と見られ、重加算税の賦課要件に当たるとかが争われました。法律以前に何だかしまらない話ですね。



故人があのお世から見ておられると考えて、誠実に対応した方がよさそうです